

ハワイ大学ヒロ校と比治山大学との学生交流に関する協定

ハワイ大学ヒロ校（以下「UH ヒロ」）と比治山大学（以下「比治山」）とは、2001年8月8日に協定を結び、この協定を2004年7月14日、2007年7月12日、2010年7月13日に改訂した。以下は2001年に結ばれた協定の4度目の改訂である。

1. 定義

この協定において、別に規定しない限り、「在籍大学」とは、当該学生が本来在籍し、卒業しようとしている大学を意味する。「受入れ大学」とは、在籍大学から当該学生の受入れを承諾した大学を意味する。

学年暦は、UH ヒロにおいては、8月に始まり翌年5月に終わるアメリカ合衆国の学年暦を意味し、比治山においては、4月に始まり翌年3月に終わる学年暦を意味する。この協定において、UH ヒロでは1セメスターは16週間、比治山大学では16週間とする。

2. 目的

この協定の目的とするところは、日米両国の文化の相互理解を深めるため、両校間の特別な協力関係を確立すること及び両校間における学部学生の継続的な交流を可能にすることである。

学生交流の目的は、受入れ大学で単位（授業）を修得することを可能にすることであり、受入れ大学での学位取得を目的とするものではない。受入れ大学での修得単位は、通常、当該学生の在籍大学で卒業要件単位として認定されるものとする。受入れ大学で修得した単位を在籍大学において正規に認定されるよう申請することは、本学生交流プログラムの参加学生の責務とする。

フィールドワークと個別学習指導についても、この協定の規定対象とする。

交換留学のプログラム終了後は、留学先の大学から必ず在籍大学へ帰らなければならない。

3. 派遣人数

本協定の有効期間中の毎学年度、適当な候補者を考慮して、2015年の秋以降、比治山は最大7名の学生を、UH ヒロは出願者の有無に応じ相互に派遣するものとする。ただし、両校の合意に基づいて人数に変更が加えられた場合は、この限りではない。派遣期間は、1セメスターないし2セメスターとし、3セメスター以上は認めない。

4. 学生の選考

在籍大学がそれぞれ当該大学の派遣学生を選考する。本学生交流プログラムは、在籍大学の派遣要件を満たす学部学生を対象とする。

受入れ大学は、通常、候補対象となった学生の受入れに関し、最終的な決定権を有する。UH ヒロは、今までにTOEFLまたはIELTSの受験実績のない学生については英語学校で受け入れる。UH ヒロの学生は、比治山へ派遣される前に、少なくとも1年間大学レベルの日本語を履修しておくこととする。その語学力の証明は、事前に、UH ヒロの教員によってなされなければならない。

UH ヒロに到着した比治山の学生は英語のプレイスメントテストを受けなければならない

い。そのスコアによって、その学生が履修できるコースの範囲は決定される。一般に TOEFL(CBT)61 点以上(または IELTS 5.5 点以上)相当を取得した学生は希望するコースを履修することができる。ただし、授業科目の履修要件を満たしていなければならない。しかし、TOEFL(CBT)61 点未満(または IELTS 5.5 点未満)の学生は外国語としての英語教育プログラム (ESL) 以外のコースに加え、そのスコアに相応する数の ESL のコースを履修しなければならない。これは、UH ヒロでの履修可能なコースが制限されることを意味する。同様に、比治山へ派遣される学生も日本語の習熟度により履修が制限される。ただし、能力のある学生は、比治山大学短期大学部の授業の履修も可能である。すべての派遣学生は、受入れ大学の関係規程及び規則に従う義務を有する。

5. 両大学の責務

前第 4 項に規定するところにより、比治山と UH ヒロは、各学年度の通常の Semester 期間中、双方の派遣学生を受入れ、当該学生を学位取得を目的としないフルタイムの学生として在籍させるものとする。両大学は、受入れた学生に対し、必要なカウンセリング及びその他の援助を行うものとする。

UH ヒロから比治山へ行く学生は、授業料を支払う必要がない。ただし、生活費は個人負担となる。この条件で比治山が UH ヒロから学生を受け入れる場合、比治山は UH ヒロからの学生と同数の学生を、「授業料免除を受けられる交換留学生」として推薦することができる。その学生推薦に係る調整期間は当該 Semester 及び次の Semester を含める。その場合も、生活費及び必要な学生経費は個人負担となる。比治山からの学生が多い場合、その学生は UH ヒロの授業料と必要な学生経費、生活費を支払うものとする。同様に、UH ヒロからの学生が多い場合、その学生は比治山の授業料及び生活費を支払うものとする。

6. 学生の責務

受け入れ大学への学費の支払いは、上記の 5 の条項にある双方の派遣学生の人数による。しかしながら、全ての学生は、以下の各事項について責任を有するものとする。

- 1) 受入れ大学への入学と登録にかかる費用
- 2) 受入れ大学への往復旅費
- 3) 書籍及び文房具費
- 4) ビザ及び渡航に必要な書類の作成
- 5) 受入れ先国における住居費を含む全生活費
- 6) 受入れ先国における医療保険費
- 7) 成績証明書の発行手数料 (成績の読替のために受入れ大学から成績証明書を発行してもらわなければならない。)

7. 受入れ大学の責務

各受入れ大学は、受入れた学生に対し以下の各事項に関し援助するものとする。

- 1) 必要なオリエンテーション
- 2) 大学キャンパスから適当な距離にある宿舍の斡旋
- 3) 成績証明書 (手数料が必要であれば学生が支払わなければならない。)

派遣学生が 1 Semester を超えて受入れ大学で学習する場合、複数の Semester 間の休暇

期間中必要な生活費及び旅費は、当該学生の自己負担とする。

8. 本協定の有効期間と改訂

日英両国語で作成されたこの協定は、署名の日から5年間有効とする。ただし、一方から、6か月前までに文書で申し出があった場合、本協定を改訂し、その効力を終了又は一時停止させることができる。

9. 一般条項

比治山及びUHヒロは、この交流プログラムが最大限の効果を発揮し得るようあらゆる方策を講ずるものとする。これら方策には、大学広報、ニュースレターその他の資料の交換を含むものとする。

比治山及びUHヒロは、教員、研究員、事務職員等の交流を促進し、会議やセミナーを共催することを認める。これらのプログラムの実施に当たっては、両大学の関係規程及び規則に従い、かつ双方の予算に応じて両大学で個別に協議、決定されるものとする。

10. 署名

この協定は、日英両国語で作成され、いずれも等しく効力を有するものとする。この協定は、両大学間の完全な合意に基づくものとする。この協定に関し、口頭あるいは文書のいずれの形においても、ここに規定されていない解釈、合意、あるいは説明は一切存在しない。この協定書の条項に関するいかなる変更、同意、あるいは権利の放棄も、双方が文書にし、署名を交わされない限り双方を拘束しない。かかるいかなる変更、同意、あるいは権利の放棄も特定の事例及び目的に関してのみその効力を有する。比治山及びUHヒロは、下記のそれぞれの代表者による署名により、本協定書を読み、理解したことを確認し、その定める条項及び諸条件に従うことに合意する。

2015年5月26日
ハワイ大学ヒロ校
学長

Dr. Donald Straney

2015年7月10日
比治山大学
学長

二宮 皓